令和５年４月 14 日

各　位

会 社 名　　アクサスホールディングス株式会社
代表者名　　代 表 取 締 役 社 長　久岡　卓司
（東証スタンダード市場・コード３５３６）
問合せ先　　取締役経営管理部長　新藤　達也
（TEL.　０７８－３９１－４０００）

訴訟提起に関するお知らせ

当社の連結子会社であるアクサス株式会社は、令和５年４月 14 日開催の取締役会において、以下の通り土地建物明渡等請求訴訟（以下、「本訴」といいます。）を高松地方裁判所に提起することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．訴訟を提起する裁判所及び年月日
（１）裁判所：高松地方裁判所
（２）提訴年月日：令和５年４月 14 日

２．訴訟を提起した者（原告）
名　称：アクサス株式会社
住　所：徳島県徳島市山城西４丁目２番地
代表者：代表取締役　久岡　卓司

３．訴訟を提起した相手（被告）
名　称：公益財団法人神戸ＹＭＣＡ
住　所：兵庫県神戸市中央区加納町二丁目７番 11 号
代表者：代表理事　中道　基夫

４．訴訟提起に至った経緯及び訴訟の内容
当社が所有する香川県小豆郡土庄町字余島の土地 27 筆、合計 125,254.58 ㎡（以下「本土地」といいます。）について、被告である公益財団法人神戸ＹＭＣＡとの間で締結しておりました土地賃貸借契約に定める賃貸借期間の満了により、本土地の明渡しを求めて交渉を進めていたところ、交渉が不調に終わったため、本土地及び本土地上の建物（以下「本建物」といいます。）の明渡し、本建物についての所有権移転登記手続、本土地の明渡しまでの地代相当額の支払、並びに土庄銀波浦～余島間旅客不定期航路事業及び池田湾周遊航路事業の返還を求めて、本訴を提起することといたしました。

５．今後の見通し
本訴に係る今後の経緯につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。また本訴に伴う令和５年８月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上